

図1 災害救助法による応急救助の実施概念図

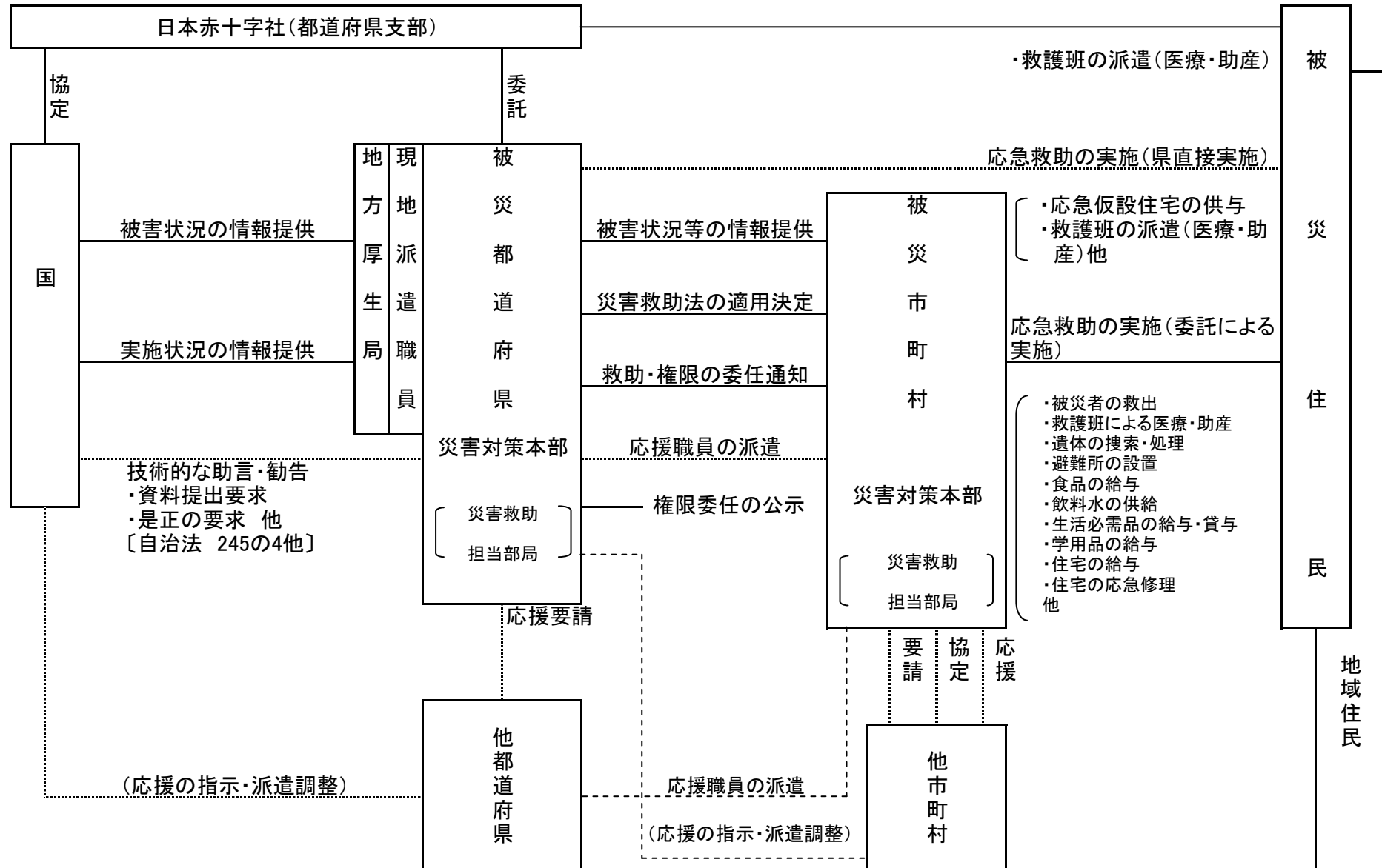


図2 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き

(第2編第3章第4節第2関係)

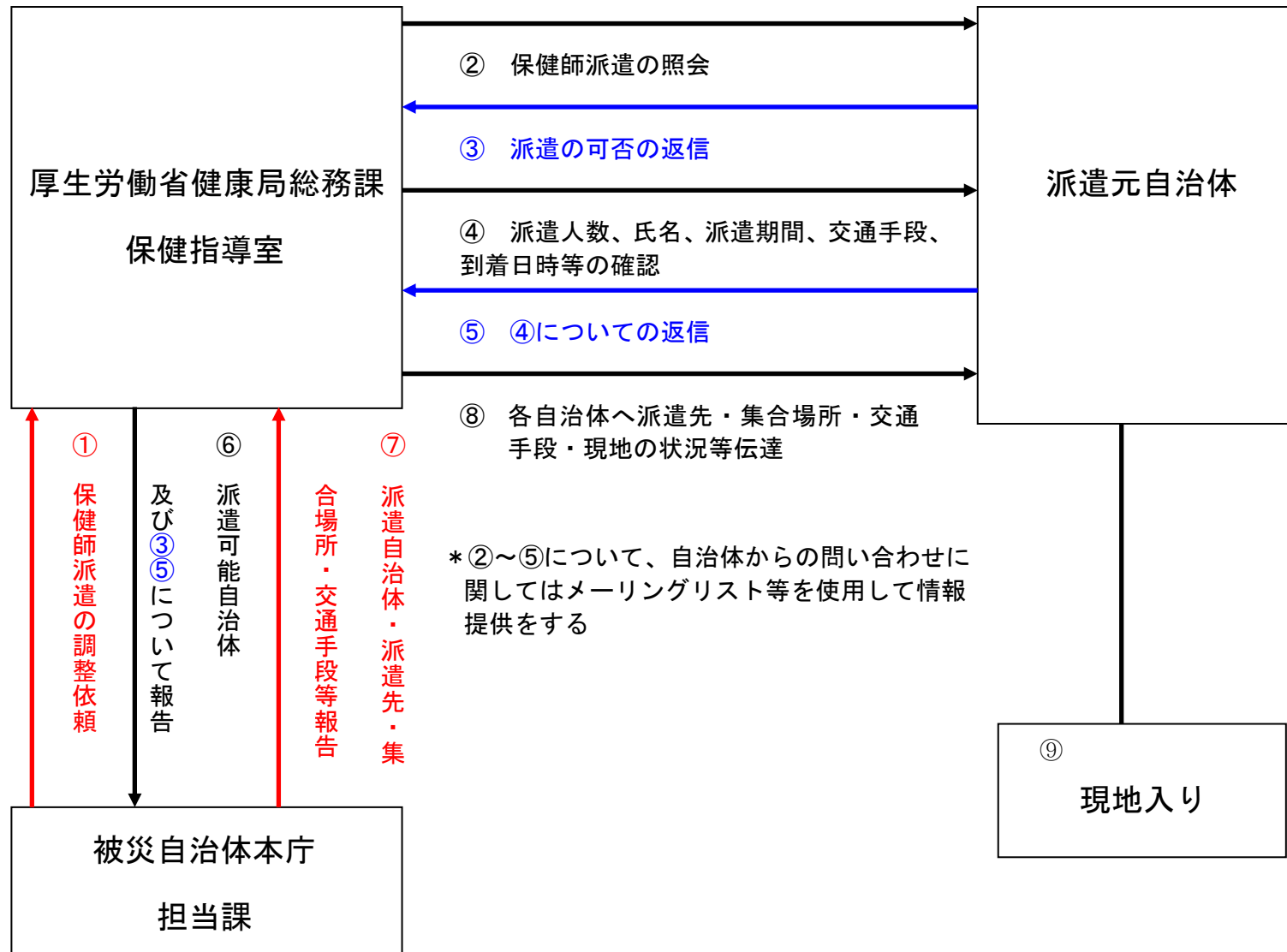


図3 被災地の状況把握(医薬品関係)
(第2編第3章第5節第1関係)

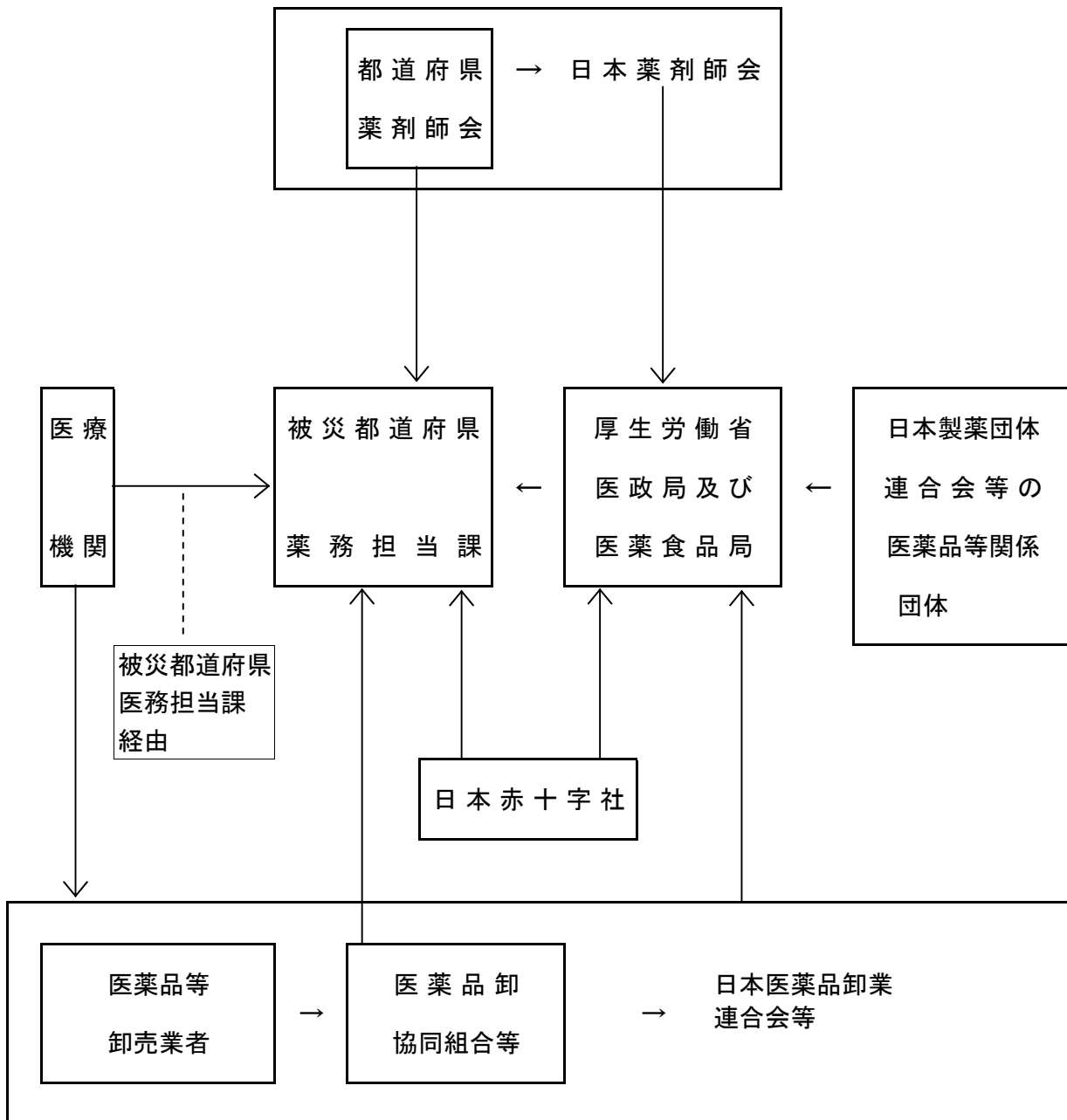


図4 被災地外からの医薬品等の供給
 (初動期の医薬品供給ルート)
 (第2編第3章第5節第2関係)

==== 医薬品等の流れ - - - - - 体制が整い次第供給

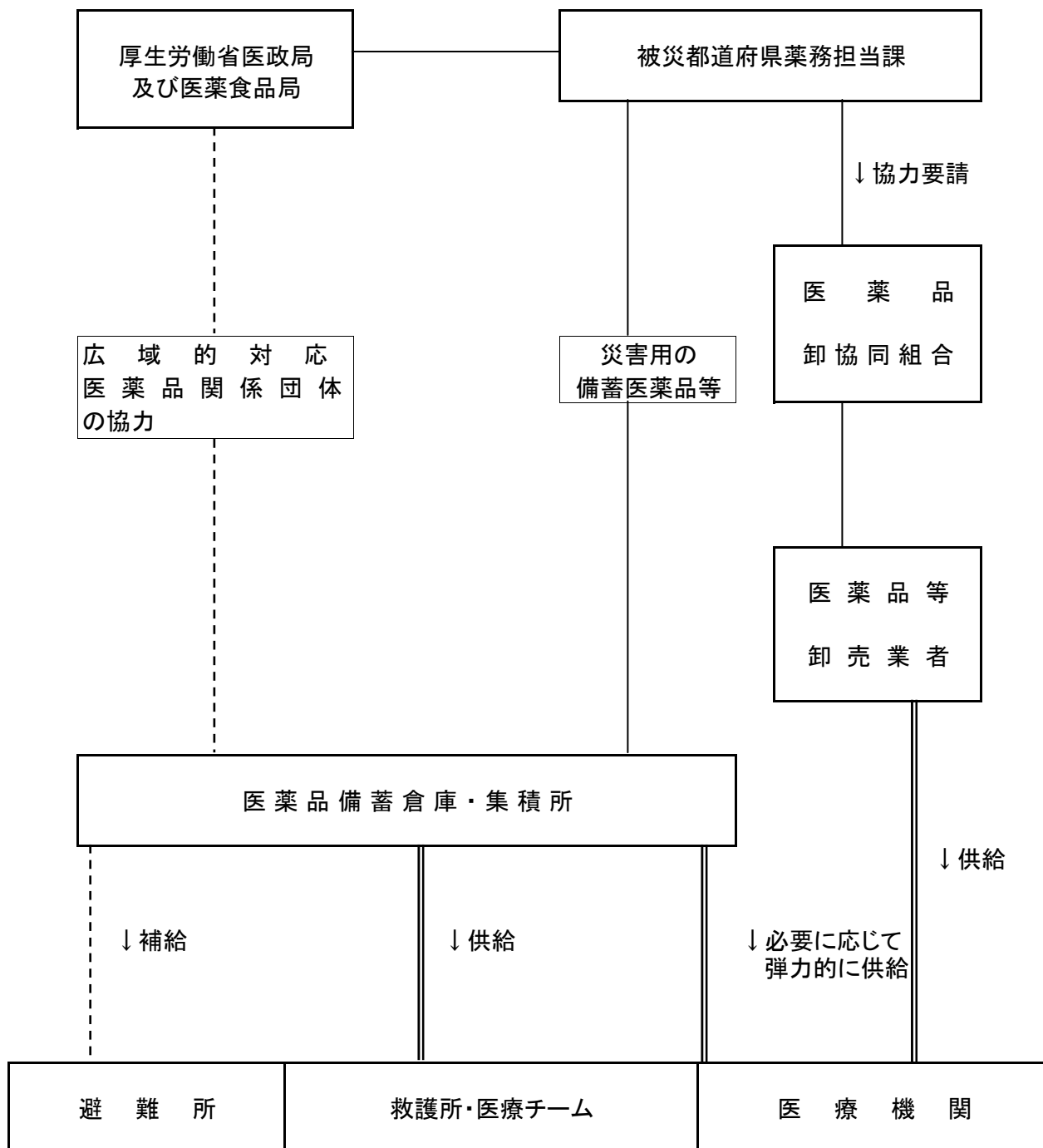


図5 被災地外からの医薬品等の供給
 (卸売業者の機能回復後の医薬品供給ルート)
 (第2編第3章第5節第2関係)

==== 医薬品等の流れ

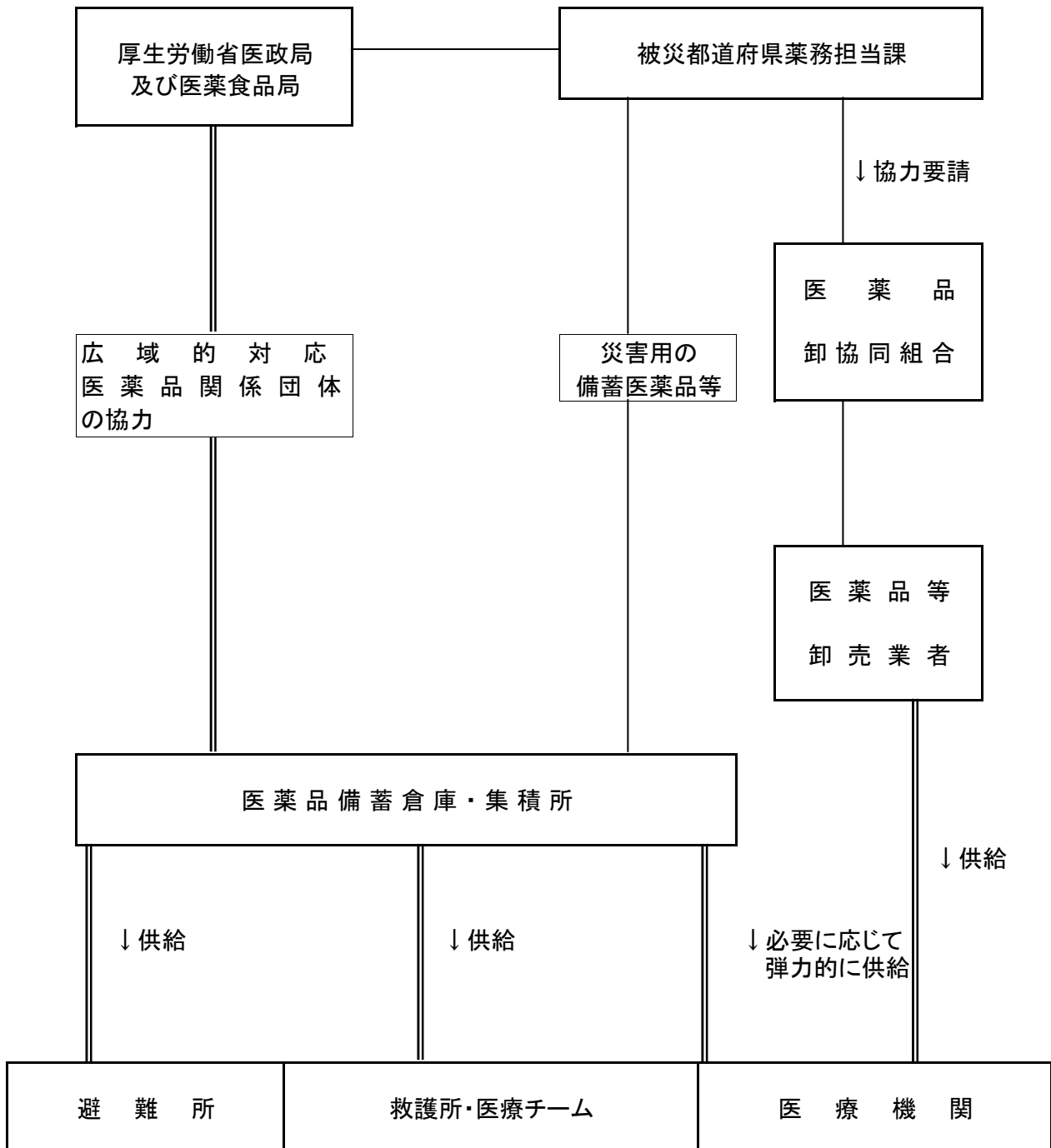
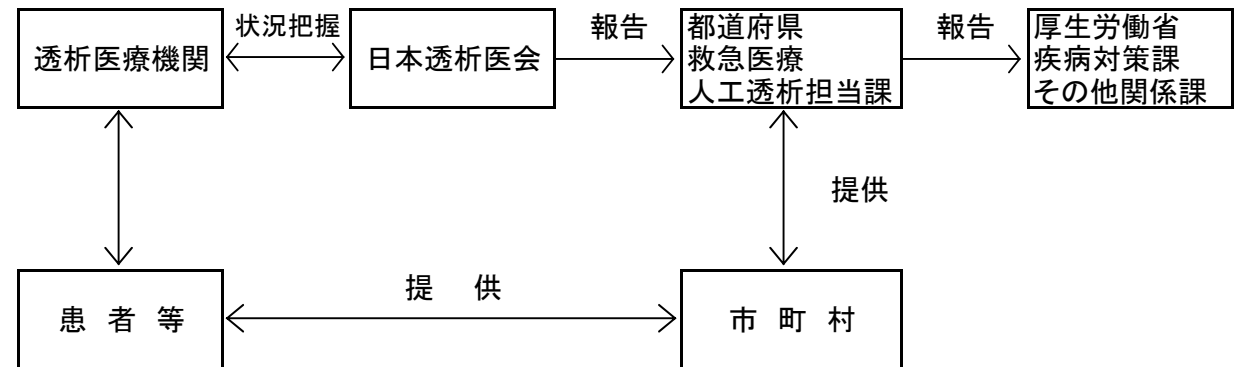


図6 人工透析の提供体制
(第2編第3章第8節第1関係)

○情報収集



○水、医薬品の確保

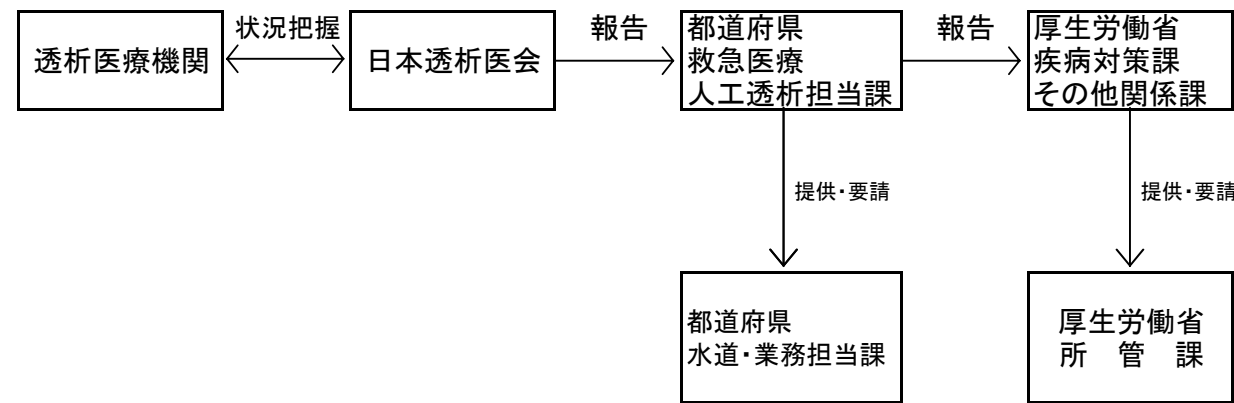


図7 難病患者等への医療の確保体制
(第2編第3章第8節第2関係)

○情報集及び連絡

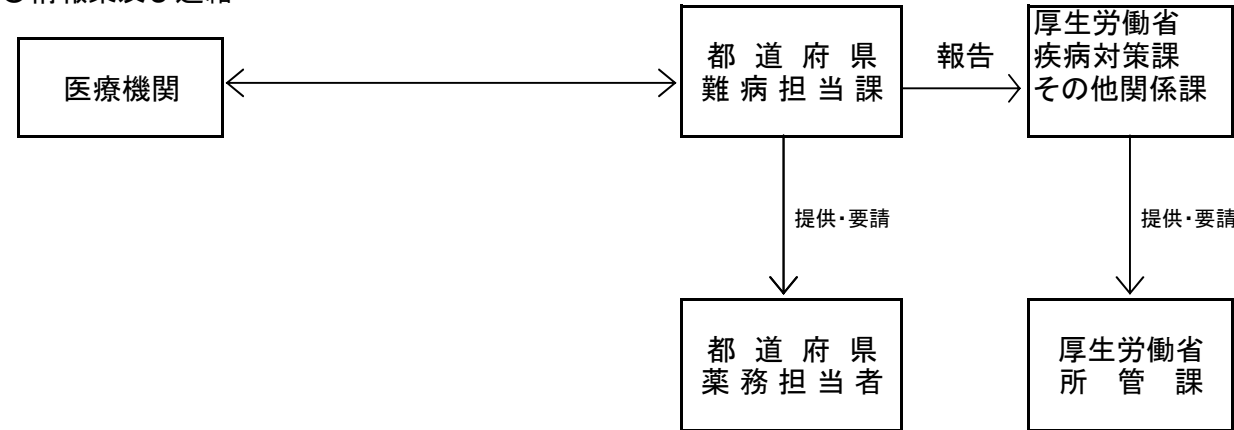


図8 被災市町村の民生部局の業務量の推移(第2編第4章第1節関係)

(注) 阪神・淡路大震災の対応を参考に記述したもの

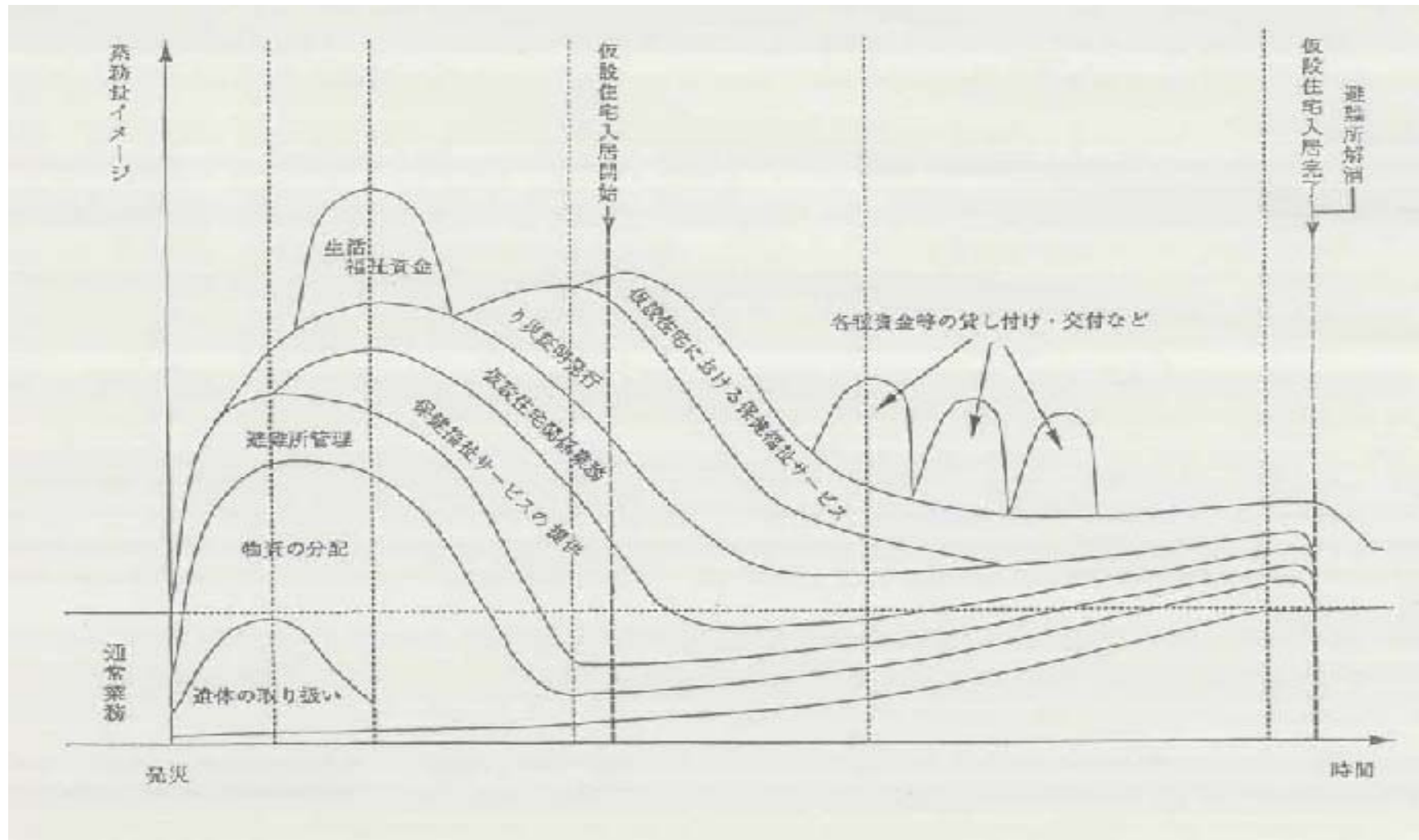
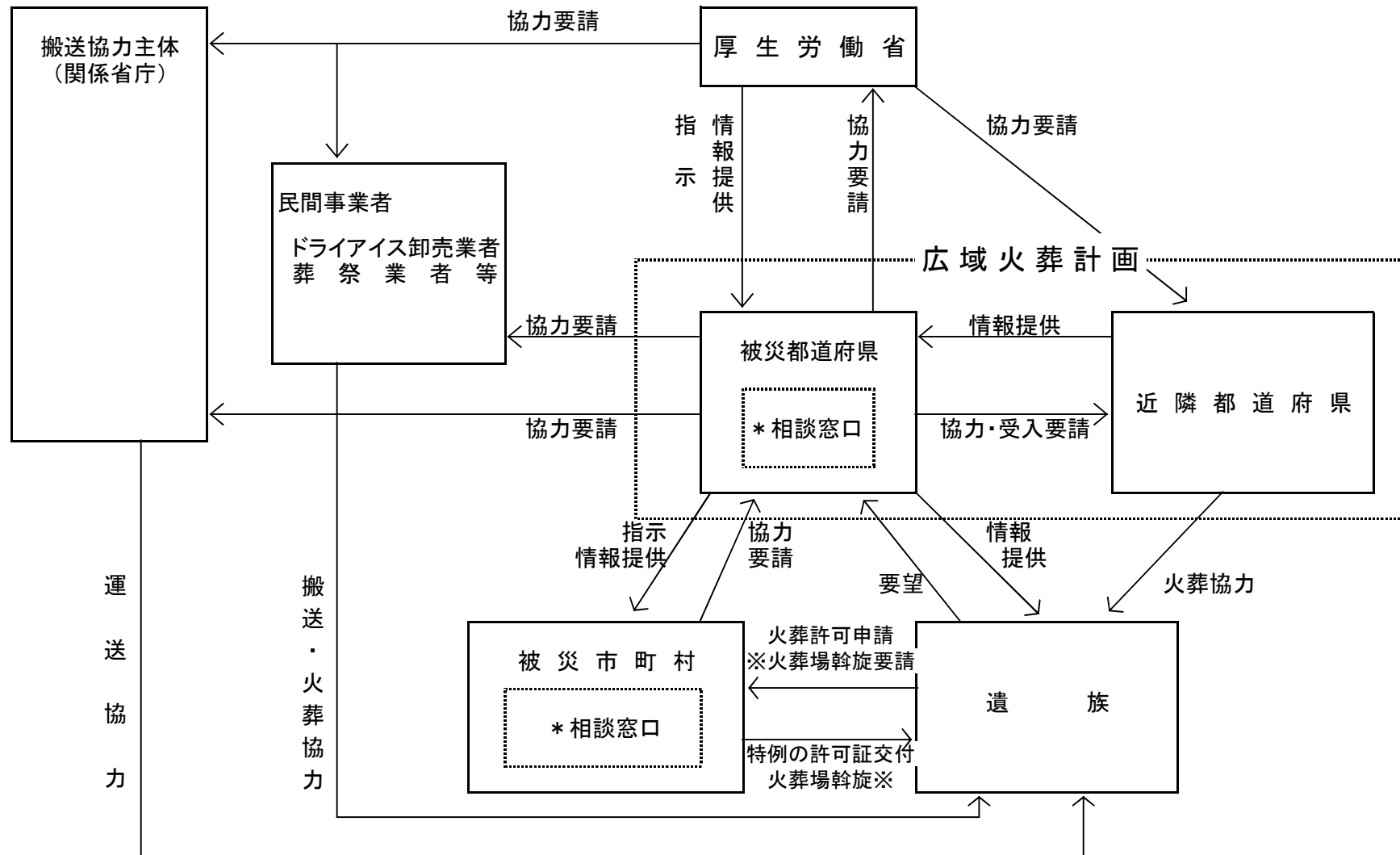


図9 大規模災害時の火葬(第2編第5章第1節関係)



* 相談窓口は、場合により、都道府県又は市町村のいずれかに設置されることとなる。
 ※ 遺族に対する火葬場斡旋等は市町村が実施するが、場合により都道府県が直接行う可能性もある。

図10 水道に係る災害応急対策の連携体制(第2編第5章第2節関係)

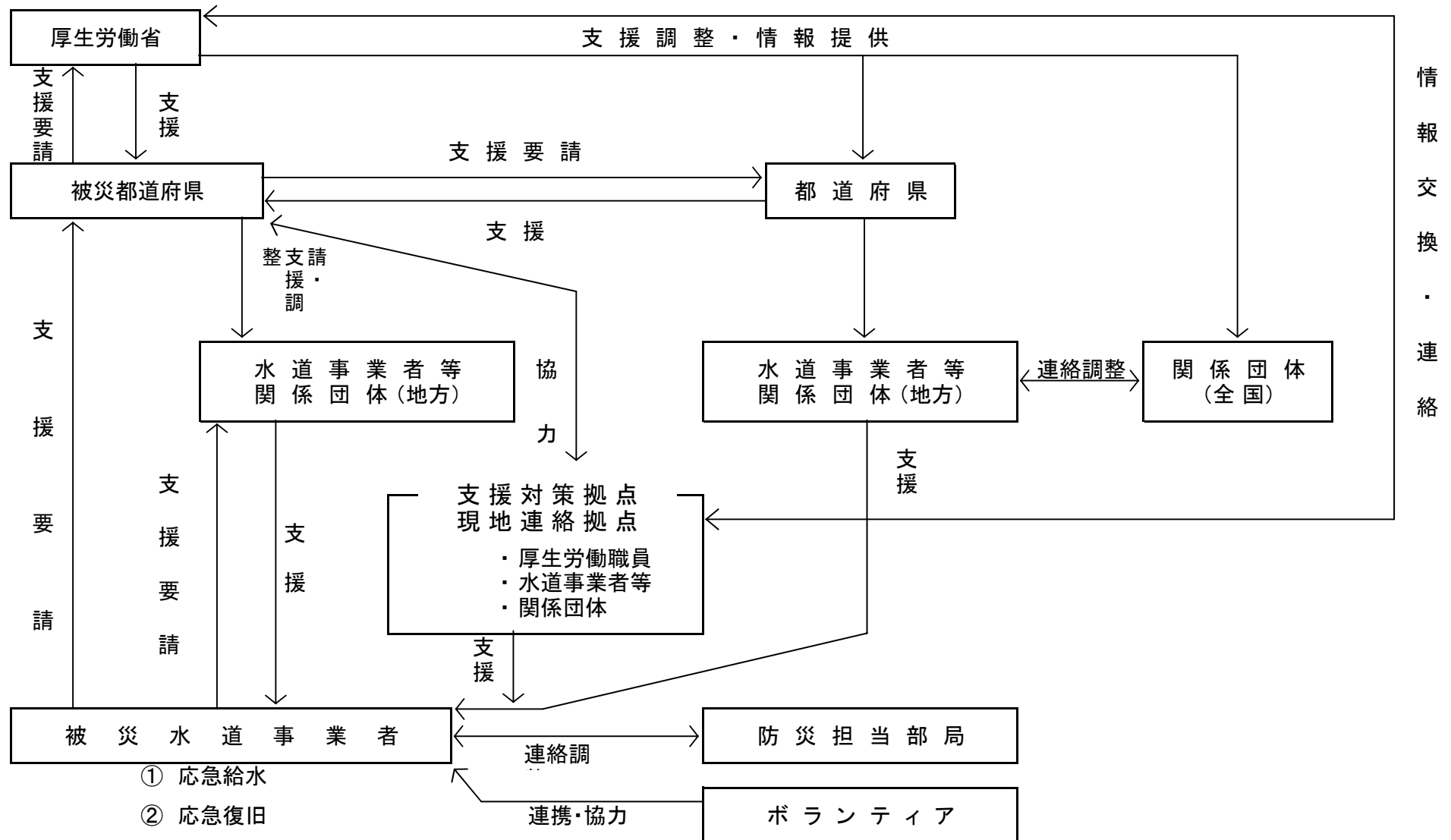


図11 厚生労働省本省が都道府県労働局を通じて収集する主な災害情報

情報の種類	伝達経路			
○労働者の死傷状況	労働基準監督署	→	都道府県労働局	→ 労働基準局安全衛生部安全課
○事業場の被災状況 (主要事業場施設の被災状況等) (事業所の休業、離職状況等)	労働基準監督署 公共職業安定所	→ →	都道府県労働局 都道府県労働局	→ 労働基準局安全衛生部安全課 → 職業安定局雇用保険課
○厚生労働省職員(職員の家族を含む。)利用者及び庁舎の被災状況	労働基準監督署 公共職業安定所	→	都道府県労働局	→ 大臣官房地方課
○厚生労働省関係施設の職員、利用者及び施設の被災状況	厚生労働省関係施設	→	厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体	→ 労働基準局労災管理課 職業安定局総務課 職業能力開発局総務課
○職員の派遣状況	労働基準監督署 公共職業安定所	→	都道府県労働局	→ 大臣官房地方課
○二次災害防止の設置状況	労働基準監督署	→	都道府県労働局	→ 労働基準局安全衛生部安全課
○厚生労働省関係施設の提供	厚生労働省関係施設	→	厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体	→ 労働基準局労災管理課 職業安定局総務課 職業能力開発局総務課
○医師の派遣等	厚生労働省関係施設	→	厚生労働省関係独立行政法人等	→ 労働基準局労災管理課
○雇用失業状況(求人、求職、失業等)	公共職業安定所	→	都道府県労働局	→ 職業安定局雇用政策課

○災害応急工事等に関する労働力需給状況	公共職業安定所	→	都道府県労働局	→	職業安定局雇用政策課
○災害応急工事等に係る労働災害の発生状況	労働基準局監督署	→	都道府県労働局	→	労働基準局安全衛生部安全課
○被災した労働基準監督署及び公共職業安定所における窓口事務の実施状況	労働基準監督署 公共職業安定所	→	都道府県労働局	→	大臣官房地方課
○雇用保険の基本手当等に関する特例措置の実施状況	公共職業安定所	→	都道府県労働局	→	職業安定局雇用保険課
○移転就職者用宿舍の一時貸与の状況	雇用・能力開発機構	→	職業安定局総務課		
○臨時総合窓口の開設	労働基準監督署 公共職業安定所	→	都道府県労働局	→	大臣官房地方課
○労働保険料の納付に関する特例措置の実施状況	都道府県労働局	→	労働基準局労働保険徴収課		
○中小企業退職金共済掛け金の納付に関する特例措置の実施状況	独立行政法人勤労者退職金共済機構	→	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課		
○貸付金の返還に関する特例措置の実施状況	厚生労働省関係独立行政法人等	→	労働基準局勤労者生活部企画課 労働基準局労災管理課 職業能力開発局総務課		
○その他災害対策として採った措置					

（注）本省の担当部局が把握した情報は、厚生労働省災害対策本部に報告するものとする。

図12 都道府県労働局から厚生労働本省への地震防災応急対策に係る情報等の報告

情報の種類	伝達経路			
○厚生労働省職員（職員の家族を含む。） 及び利用者の避難状況	労働基準監督署 公共職業安定所	→	都道府県労働局	→ 大臣官房地方課
○厚生労働省関係施設の職員及び利用 者の避難状況	厚生労働省関係施設	→	厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体	→ 労働基準局労災管理課 職業安定局総務課 職業能力開発局総務課
○職員の派遣状況	労働基準監督署 公共職業安定所	→	都道府県労働局	→ 大臣官房地方課
○避難者等に関する救護対策の実施状況	労働基準監督署 公共職業安定所	→		
	厚生労働省関係施設	→	厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体	→ 労働基準局労災管理課 職業安定局総務課 職業能力開発局総務課

（注）本省の担当部局が把握した情報は、厚生労働省地震災害警戒本部に報告するものとする。